

# 税に関する 手続きについて



## 所得税等の確定申告会場が 税務署に開設されます

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがあります。

また、確定申告書には申告する方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)の午前9時～午後5時

※ 土曜・日曜・祝日は閉庁日のため受付なし。

会場 函館税務署  
(中島町37番1号)

☎31・3171

## 確定申告などに必要な 証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

## ▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル(☎0570・003・004)にお問合せください。なお、昨年10月～12月にはじめて保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

## ▽国民健康保険料

## ▽後期高齢者医療保険料

28年中に保険料を納付した方へ、1月下旬に納付確認書を送付します。

お問合せ 国保年金課

(国保) ☎21・3154  
(後期高齢) ☎21・3185

## 年末調整関係書類の提出

28年分の年末調整関係書類(総括表、給与支払報告書等)の提出期限は1月31日(火)です。

29年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、28年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

※ 法人番号および個人番号

の記載が必要となります。

※ 住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

▽1月13日(金)までは市役所2階市民税担当窓口で、

▽1月16日(月)から1月31日(火)までは市役所8階第3会議室

▽また、期間中、東部4支所でも受付します。

お問合せ 税務室市民税担当

☎21・3211

## 固定資産(償却資産)の申告

29年1月1日現在、函館市内に償却資産(会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産)を所有している方は、その内容を1月31日(火)までに申告してください。

お問合せ 税務室資産税担当

☎21・3231

## 本人確認について

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

(例)

▽マイナンバーカード

▽マイナンバー通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※ 詳細につきましては、それぞれの提出先にお問合せください。

## 給与支払報告書等の 電子申告ができます

市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を導入しており、自宅や事業所のパソコンからインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告が可能です。

詳しいことは(株)地方税電子化協議会(☎0570・081・459)へお問合せください。

HP <http://www.eltax.jp/>

## 自動販売機設置者の募集

市の施設に設置する自動販売機の設置者を募集しています。募集施設・台数等の詳細は、市のHPに掲載。

募集期間 12月20日(火)～1月20日(金)

設置施設 国際水産・海洋総合研究センターほか

設置期間 29年4月1日～32年3月31日(3年間)

お問合せ 財務部管理課 ☎21-3503

## マイナンバー通知カードは 受け取りましたか?

郵便局による配達の際にご不在で、マイナンバー通知カードの受け取りをできなかった方は、戸籍住民課(市役所1階)で受け取りができます。通知カードは29年3月31日まで市役所で保管しますが、その後は有料(500円)での再発行の手続き(書留郵便による受け取り)が必要です。

### ■本人または同一世帯の方による受け取り

印鑑と「本人確認書類」※が必要です。

※ 運転免許証やパスポートなど官公庁から発行された顔写真のあるものは1点、保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点。

### ■代理人による受け取り

本人の「本人確認書類」と委任状のほか、代理人の印鑑と代理人の「本人確認書類」が必要です。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3745